

「多摩地域の児童相談所管轄区域（素案）」（2/7 第2回検討会提示）への意見及び都の考え方

自治体名	内 容	都の考え方
八王子市	<p>新たに児童相談所を増設し体制強化が図られることによって、区市町村との連携も強化されていくことに期待をしています。</p> <p>一方、子ども家庭支援センターでは、相談件数の増加や児童相談所からの送致ケース対応、対応に苦慮する困難事例も散見され、より専門スキルが求められてきております。現在、児童相談所と連携を図りながら対応を行っているところでありますが、専門職人材確保も困難な状況となっています。</p> <p>今後更なる予防活動のための体制強化と人材育成は、市にとっても急務となっている状況です。このような状況を踏まえ、広域行政を行う東京都として、子ども施策の充実を図るための財政的支援と人材育成を含めた専門的人材の確保のための支援強化等、今後より一層のバックアップをお願い致します。</p>	<p>児童相談所の新設も含め管轄区域の見直しにより、各市町村の子供家庭支援センター等の関係機関とよりきめ細かな連携体制を構築し、虐待相談等の対応を強化を図ってまいります。また、子供家庭支援センターの人員体制等の充実や予防的支援の取組強化など、市町村の児童相談体制の強化に向けて支援してまいります。</p>
立川市	<p>本市としましては、児童相談所管轄区域の見直しは妥当なご提案であり、児童相談所と一層の緊密な連携を図れるものと期待しております。是非、スピード感をもって進めていただきたいと考えております。</p>	<p>改正児童福祉法の趣旨を踏まえ、適切に管轄区域の再編を進めます。</p>

自治体名	内 容	都の考え方
青梅市	<p>西多摩児童相談所の管轄区域については、原案に賛成です。 西多摩児童相談所の設置場所については、青梅市への設置を希望します。</p> <p>理由 青梅市の現状</p> <p>① 相談受案件数：立川児童相談所における青梅市の受案件数は、令和3年度443件で一番多い、次いであきる野市の279件、4町村合計の245件を大きく上回っている。</p> <p>② 児童数：青梅市一番多い状況である。</p> <p>③ 人口・世帯数規模：人口、世帯数は、圧倒的に青梅市が多い状況である。</p> <p>④ 地理的条件：西多摩のほぼ中心地に位置している。</p> <p>⑤ 交通の利便性：鉄道では、東西を結ぶ青梅線が走り、東は、羽村市および福生市へ、西は、奥多摩町に伸びている。自動車による移動では、南に「都道31号青梅あきる野線」で日の出町、あきる野市、北東には、「青梅街道」で瑞穂町へ容易に行くことができる。</p> <p>⑥ 東京都の関係機関が多数設置されている。 都西多摩保健所、都西多摩福祉事務所、ハローワーク青梅など</p> <p>⑦ 西多摩地域において唯一、乳児院1施設、児童養護施設3施設が存在し連携しやすい。</p> <p>⑧ 青梅市立総合病院と連携しやすい。</p> <p>⑨ 現在、市役所本庁舎近接地に計画中の市民ホールの建設に合わせ、複合施設として大型児童センターの設置を計画しており、子どもの居場所づくり、子育て支援の環境整備に力を注いでいる。</p> <p>さらに、市内の国や都の公共施設を集約する計画を進めています。すでに、西多摩保健所が移転済みであります。</p> <p>今後、当該場所や市内各所から移転をする、公共施設跡地についても、設置場所になりうる可能性があり、市としても、前向きに協力をしたい。</p>	<p>・西多摩児童相談所（仮称）の設置場所については、青梅市からのご意見も参考にさせていただきます。令和5年度以降に具体的に検討いたします。また、検討の進捗状況については、当該管轄区域市町村に対して、随時情報提供いたします。</p>

自治体名	内 容	都の考え方
調布市	<p>標記の件について、調布市としては、以下のように要望します。</p> <p>要望内容 本再編案で管轄区域が細分化された後に、区部も含めた他の児童相談所と多摩児童相談所の相談支援状況を比較検証すること、その結果によっては、さらなる管轄区域の見直しを図ることを要望する。</p> <p>併せて、きめ細かな児童虐待対応を目指すため、児童心理司等を含む児童相談所の職員が常駐できるような、機能を拡充したサテライトオフィスを市内に設置することを要望する。</p>	<p>多摩地域の児童相談所管轄区域については、再編後も相談支援状況等の検証を行い、必要に応じて児童相談体制を検討してまいります。また、よりきめ細かな相談体制の整備に向け、各市町村の意向や地域の実情等を踏まえ、サテライトオフィス等の設置についても検討してまいります。</p>
小平市	<p>警察署の管轄区域の整合性など多方面から検討されており、特に利用者の鉄道沿線等の交通の利便性に配慮し、児童相談所の管轄区域の適正化を図ったことは重要と考える。</p> <p>今後も、区における児童相談所の設置状況を勘案しながら、多摩地域への児童相談所のさらなる増設や児童福祉司の増員など、児童相談所と各市町村の子ども家庭支援センターの連携が一層図れるよう検討をお願いしたい。</p>	<p>都はこれまでも児童福祉司・心理司を毎年増員してきましたが、引き続き体制強化に努めるとともに、各市町村や地域の関係機関との連携を一層進め、児童虐待の防止に取り組んでまいります。</p>
国分寺市	<ul style="list-style-type: none"> ・「新設区域における児童相談所の設置場所等については、令和5年度以降、検討」とあるが、新設児童相談所の管轄区域自治体に対して、検討の進捗状況について随時情報提供をお願いしたい。 ・「市町村はもとより、利用者の利便性向上を図る観点から、鉄道沿線等の交通利便性に配慮する」とあるが、現在、児童相談所と子ども家庭支援センターの移動時間の所要時間が課題となっている自治体があるため、新設児童相談所の設置場所については、課題解消となるよう移動時間に配慮して検討していただきたい。 ・新設児童相談所の職員配置については、現在管轄区域自治体を担当する職員の配置はもとより、開設後も支援に支障がないよう適切な職員配置をお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・検討の進捗状況については、当該管轄区域市町村に対して、随時情報提供いたします。 ・新設児童相談所の設置場所決定に当たっては、管轄の子供家庭支援センターとの移動時間を考慮の上、検討いたします。 ・都はこれまでも児童福祉司・心理司を毎年増員してきましたが、引き続き体制強化に努めていきます。児童相談所開設に当たっては、適切な人員配置の上、子供や家庭の支援に支障がないよう円滑な引継ぎを行います。

自治体名	内 容	都の考え方
福生市	<p>標記の件につきまして、本市としての意見を述べさせていただきます。</p> <p>(1) 東京都でもすでに利用者の利便性向上を管轄変更のポイントに挙げていますが、「西多摩児童相談所の設置場所は鉄道駅から徒歩圏内の所にしていただきたい。」 ⇒ (理由) 本市は外国人世帯を含め家庭の経済状況が様々であり、自家用車を所有していない、また交通費等の捻出をなるべく控えたいと考える世帯が多いため。</p> <p>(2) その他意見として、「新たに西多摩児童相談所を開設するのであるならば、小学生や中学生を一時保護できる場所を広く確保していただきたい。」 ⇒ (理由) 本市には保護者の入院等で児童(主に小学生)を一時保護できる施設がなく、また乳幼児の一時保護を委託している養護施設には学齢期の児童は保護できないと言われている。親戚等がなく、ひとり親の世帯の場合、親が入院等してしまうと児童を監護する者がいなくなってしまうため。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通機関での来所者に十分配慮して設置場所を検討します。 ・ 児童相談所の新設に当たっては、一時保護所の併設も含め検討いたします。
狛江市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一児童相談所の管轄人口の目安が20万人から100万人となっているが、新規の(仮)西多摩児童相談所管轄区域の38万人と本市が所属する多摩児童相談所管轄区域の82万人とでは、人口に2倍以上の開きがある。また、多摩児童相談所管轄の見直後の人口規模は、多摩地域で一番多くなり、令和3年7月に公布された所管人口「基本としておおむね50万人」と比しても多い。 ・ 多摩児童相談所管轄区域については、各自治体が鉄道沿線にあり他所管と所要時間に差異がないとのことだが、本市から多摩児童相談所まで交通機関で1時間弱かかっており、利便性が良いとは言えない。 <p>多様な困難やリスクを抱えている家庭が増えており、対応の困難性や緊急性が高くなっていることから、多摩児童相談所管轄区域に対しても区域の見直し(細分化)をお願いしたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多摩地域の児童相談所管轄区域については、再編後も相談支援状況等の検証を行い、必要に応じて児童相談体制を検討してまいります。また、よりきめ細かな相談体制の整備に向け、各市町村の意向や地域の実情等を踏まえ、サテライトオフィス等の設置についても検討してまいります。